

# 長崎県の最低賃金

長崎県  
最低賃金

1時間

1,031円

効力発生日 令和7年12月1日

長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。

※令和7年11月30日までは953円が適用されます。

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



特定最低賃金	はん用機械器具、生産用機械器具製造業
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
	船舶製造・修理業、船用機関製造業

左記の業種については、改正がありませんでした。このため、令和7年12月1日以降は長崎県最低賃金1,031円が適用されます。

※ 最低賃金には次の手当は算入されません。  
精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金



最低賃金に関するお問い合わせは  
厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室  
☎ 095-801-0033  
または最寄りの労働基準監督署へ

最低賃金に関する特設サイト

